改正	前	改正	後
(前 略)		附 則 この規則は、平成29年1月1日から施行する。	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
固定資産管理単位	固定資産管理責任者	固定資産管理単位	固定資産管理責任者
(略)		(同 左)	
霊長類研究所	所長	霊長類研究所	所長
東南アジア研究所	所長	東南アジア地域研究研究所	所長
iPS細胞研究所	所長	iPS細胞研究所	所長
(略)		(同 左)	
生態学研究センター	センター長	生態学研究センター	センター長
地域研究統合情報センター	センター長		
高等教育研究開発推進センター	センター長	高等教育研究開発推進センター	センター長
(略)		(同 左)	ı
備考(略)		備考(同左)	